

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額 (税込) (単位: 円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001 令和1年09月12日	回転翼航空機 (JA911A:ひえい) 耐空証明検査前整備 (基本整備以外の整備)	(当初) 225,060,000 (変更後) 186,406,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
002 令和1年12月02日	回転翼航空機 (JA911A:ひえい) 耐空証明検査前整備 (追加整備)	7,485,500	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
003 令和2年03月24日	回転翼航空機 (JA02FD:あたご) 整備用部品	6,614,553	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004 令和2年01月07日	京都市市民防災センター土砂災害体験コーナー整備委託	39,985,000	消防局総務部施設課	株式会社乃村工藝社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
005 令和1年11月14日	令和元年度救急車両更新に伴う車載無線等整備	5,280,000	消防局警防部情報指 令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006 令和1年12月02日	消防業務システム (住宅用火災警報器) 改修業務委託	13,365,000	消防局警防部情報指 令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007 令和1年12月27日	令和元年度消防車両更新に伴う車載無線等整備	7,590,000	消防局警防部情報指 令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008 令和2年01月16日	消防業務端末設定業務委託	6,600,000	消防局警防部情報指 令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009 令和2年01月23日	災害状況等自動案内装置更新事業業務委託	21,450,000	消防局警防部情報指 令課	株式会社 日立製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010 令和元年11月20日	産業廃棄物処理業務委託	(当初) 131,381,382 (変更後) 138,138,138	消防局総務部施設課	寺村建材株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（JA911A：ひえい）耐空証明検査前整備（基本整備以外の整備）
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
（当初）令和元年 9月12日
（変更後）令和元年11月22日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和元年12月6日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
（当初）225,060,000円
（変更後）186,406,000円
- 7 契約内容
回転翼航空機の耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市が保有する回転翼航空機（JA911A：ひえい）の耐空証明を更新するにあたり、令和元年9月12日に耐空証明検査前整備に係る契約を締結したが、海外からの主要交換部品の供給遅れにより履行期限内の契約履行が困難となったため、整備内容を変更し、変更契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（JA911A：ひえい）耐空証明検査前整備（追加整備）
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和元年12月2日
- 4 履行期間
令和元年12月6日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
7,485,500円
- 7 契約内容
回転翼航空機の耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「回転翼航空機（JA911A：ひえい）耐空証明検査前整備（基本整備）（契約 No. 449650）」について、耐空証明検査を受検するにあたり検査前整備を実施していたところ、複数箇所の不具合が認められた。
不具合箇所を修繕しなければ、耐空証明を取得することができず、飛行不能となり、業務に著しい支障が生じるため、緊急に修繕する必要があることからエアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（JA02FD：あたご）整備用部品
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和2年3月24日
- 4 履行期間
令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
6,614,553円
- 7 契約内容
回転翼航空機整備用部品の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定を受けた事業所であること及び航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可を受けた事業場であることが必要となる。
また、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要がある、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は国土交通大臣の認定及び経済産業大臣の許可を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（当市保有ヘリコプター「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる日本で唯一の輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市民防災センター土砂災害体験コーナー整備委託
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和2年1月7日
- 4 履行期間
令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区台場2丁目3番4号
株式会社乃村工藝社
- 6 契約金額（税込み）
39,985,000円
- 7 契約内容
京都市市民防災センター内土砂災害体験コーナーの整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市市民防災センター（以下「防災センター」という。）は、災害の疑似体験等を通して防災知識や災害対応力を向上させるための施設である。
防災センターの各種体験施設及び各種体験コーナー等は、同センター開館当初から株式会社乃村工藝社が独自にシステムを開発・製作したもので、これらの装置の意匠及び制御プログラムに関する権利は同社が有しており、また、同社が当該制御プログラムを含めたシステム機器等の保守管理も行っている。
当該システム機器等を活用した整備を行うにあたり、既存の制御プログラムの改修及び変更が必要となり、これらの作業は当該システム機器等の排他的権利を有する上記業者以外のものでは行うことができないことから、株式会社乃村工藝社と契約するもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度救急車両更新に伴う車載無線等整備
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和元年11月14日
- 4 履行期間
令和元年12月27日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,280,000円
- 7 契約内容
令和元年度救急車更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等の整備を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和元年度の車両更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行う際に車両データの設定変更が必要となる。車載型無線装置及び車載端末装置の車両データの設定変更には、本装置の機能、構造を把握していなければ行えず、製造業者のみが有する技術情報が必要になることから、製造業者である日本電気株式会社でしか実施できないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防業務システム（住宅用火災警報器）改修業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和元年12月2日
- 4 履行期間
令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444 京都四条新町ビル
株式会社 D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
13,365,000円
- 7 契約内容
消防業務システムにおける住宅用火災警報器に関する項目について、設置から10年を経過する機器の把握及び交換等の指導を効率的に実施するために、必要な改修を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防業務システムソフトウェアは、株式会社D T S W E S Tが開発しており、そのプログラム及びデータベース構造等に関する技術情報については、株式会社D T S W E S Tが排他的権利を有しており、他の業者が改修、設定及び調整作業を行うことは不可能であることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和元年度消防車両更新に伴う車載無線等整備
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和元年12月27日
- 4 履行期間
令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,590,000円
- 7 契約内容
令和元年度消防車更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等の整備を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和元年度の車両更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行う際に車両データの設定変更が必要となる。車載型無線装置及び車載端末装置の車両データの設定変更には、本装置の機能、構造を把握していなければ行えず、製造業者のみが有する技術情報が必要になることから、製造業者である日本電気株式会社でしか実施できないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防業務端末設定業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和2年1月16日
- 4 履行期間
令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444 京都四条新町ビル
株式会社 D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
消防業務端末用のパソコン80台について、消防業務システム利用のための必要なソフトウェアのインストール及び設定を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防業務システムソフトウェアの著作権及びデータベース構造、連携インターフェース等に関する技術情報は、開発及び納入した株式会社D T S W E S Tが排他的権利として有しており、当該業務を履行することが可能な業者は株式会社D T S W E S Tに限られることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
災害状況等自動案内装置更新事業業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和2年1月23日
- 4 履行期間
令和2年1月24日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社 日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
21,450,000円
- 7 契約内容
災害状況等自動案内装置について、保守期限、OSサポート期限及び部品交換周期を迎える機器について更新を実施するとともに、京都市情報セキュリティ対策基準に基づき、常に最新のセキュリティ対策を講じることができるよう更新を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
災害状況等自動案内装置は、株式会社日立製作所が本市仕様として作成したものであり、同じく本市仕様として同社が開発、製造した消防指令システムと接続のうえ運用している。
災害状況等自動案内装置の更新を正確に実施することができる特殊技術は、当該装置を設計、製作しかつ消防指令システムの制御プログラム等について熟知している日立製作所のみが有しているため、既存装置を構成した日立製作所以外の業者では現行の消防指令システムと接続のうえ稼働させることに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
産業廃棄物処理業務委託
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
(当初) 令和元年11月20日
(変更後) 令和元年12月27日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和元年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区深草一ノ坪町41 パールハイツイナリ1033
寺村建材株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 131,381,382円
(変更後) 138,402,000円
- 7 契約内容
京都市新北消防署(仮称)整備工事の施行に伴い発生した産業廃棄物の処理
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第1項及び第21条の3第1項により、土木建築工事に伴い発生する産業廃棄物については、工事の元請業者が処理しなければならないとされているため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他